

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号  
実用新案登録第3160035号  
(U3160035)

(45) 発行日 平成22年6月10日(2010.6.10)

(24) 登録日 平成22年5月19日(2010.5.19)

(51) Int.Cl.

A 47 G 33/02 (2006.01)

F 1

A 47 G 33/02

E

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号

実願2010-2042 (U2010-2042)

(22) 出願日

平成22年3月29日 (2010.3.29)

(73) 実用新案権者 591058334

株式会社八木研

大阪府大阪市東成区東今里2丁目7番37号

(74) 代理人 100065226

弁理士 朝日奈 宗太

(72) 考案者 八木 龍一

大阪府大阪市東成区東今里2-7-37  
株式会社八木研内

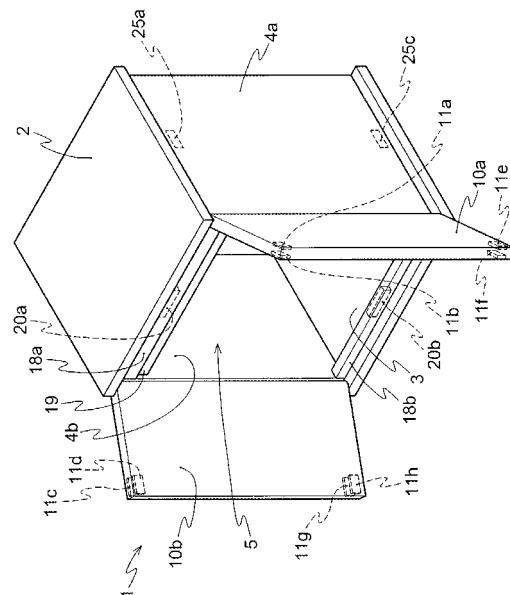
(54) 【考案の名称】 仏壇

## (57) 【要約】

【課題】省スペース化することができ、開いた扉が邪魔にならない仏壇を提供する。

【解決手段】前面が開口した箱形状を有する仏壇であつて、該前面の両側にその各々の一端が回動自在に固定され、該前面の開口を開閉する1対の扉と、前記扉を前記仏壇の側面に当接するまで回動させるように支持する軸蝶番とを備えてなる。

【選択図】図1



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

前面が開口した箱形状を有する仏壇であって、該前面の両側にその各々の一端が回動自在に固定され、該前面の開口を開閉する1対の扉と、前記扉を前記仏壇の側面に当接するまで回動させるように支持する軸蝶番とを備えた仏壇。

**【請求項 2】**

前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石と吸着しあう磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁石と吸着しあう磁石が固定されてなる請求項1記載の仏壇。

**【請求項 3】**

前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石に吸着される磁性体が固定され、前記側面にも前記扉の磁石に吸着される磁性体が固定されてなる請求項1記載の仏壇。

**【請求項 4】**

前記扉には磁性体が固定され、前記仏壇の前面には該磁性体を吸着する磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁性体を吸着する磁石が固定されてなる請求項1記載の仏壇。

**【請求項 5】**

前記1対の扉の各々が、前記仏壇の前面の一側にその一端が回動自在に固定された小扉と、該小扉の少なくとも一方の他端側に隣接するように回動自在に接続された少なくとも1枚の小扉とから構成されたものである請求項1～4のいずれか1項に記載の仏壇。

**【考案の詳細な説明】****【技術分野】****【0001】**

本考案は仏壇に関し、より詳細には、室内に載置される、あるいは室内壁に掛けられる仏壇に関する。

**【背景技術】****【0002】**

仏壇は、床や棚上などに載置されたり、壁に掛けられるなどして室内に配置されるものである。しかし、観音開き式などの開閉扉を有する仏壇は、扉を開いたときのスペースを必要とする。また、壁掛け式の仏壇の場合、開いた扉が邪魔になるという問題があった。

**【考案の概要】****【考案が解決しようとする課題】****【0003】**

本考案は、上記従来の問題に鑑みてなされたものであり、仏壇の側面に扉を着脱自在に固定できるように構成することにより、扉を開いたときに省スペース化することができ、開いた扉が邪魔にならない仏壇を提供することを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0004】**

本考案の仏壇は、前面が開口した箱形状を有する仏壇であって、該前面の両側にその各々の一端が回動自在に固定され、該前面の開口を開閉する1対の扉と、前記扉を前記仏壇の側面に当接するまで回動させるように支持する軸蝶番とを備えてなることを特徴とする。

**【0005】**

また、前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石と吸着しあう磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁石と吸着しあう磁石が固定されてなることが好ましい。

**【0006】**

また、前記扉には磁石が固定され、前記仏壇の前面には該磁石に吸着される磁性体が固定され、前記側面にも前記扉の磁石に吸着される磁性体が固定されてなることが好ましい。

**【0007】**

10

20

30

40

50

また、前記扉には磁性体が固定され、前記仏壇の前面には該磁性体を吸着する磁石が固定され、前記側面にも前記扉の磁性体を吸着する磁石が固定されてなることが好ましい。

【0008】

また、前記1対の扉の各々が、前記仏壇の前面の一側にその一端が回動自在に固定された小扉と、該小扉の少なくとも一方の他端側に隣接するよう回動自在に接続された少なくとも1枚の小扉とから構成されたものであることが好ましい。

【考案の効果】

【0009】

本考案の仏壇によれば、開閉式扉が、仏壇の側面に当接するまで開くことができるため、扉を開いたときのスペースをほとんど必要とせず、仏壇設置スペースを少なくすることができます。

10

【0010】

また、扉は磁石の吸着力により安定した閉状態となる一方、開状態では、磁石の吸着力により側面に当接した状態で着脱自在に固定される。これにより、扉は開状態で安定し、かさばらず、邪魔にならない。

【0011】

さらに、扉を、回動自在に接続された複数の小扉で構成することにより、複数の小扉を折りたたんだ状態で仏壇の側面に固定することができ、奥行きの浅い仏壇であっても、開状態の扉は仏壇の後方に突出しない。これによって、奥行きの浅いスペースに適用できる仏壇とすることができます。

20

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本考案の第1の実施の形態による仏壇の概略斜視図である。

【図2】図1の仏壇の模式横断面図であって、扉の閉状態を示した図である。

【図3】図2に対応した図であって、扉の開状態を示した図である。

【図4】本考案の第2の実施の形態による仏壇の模式横断面図であって、扉の閉状態を示した図である。

【図5】図4に対応した図であって、扉の開状態を示した図である。

【考案を実施するための形態】

【0013】

30

本考案の実施の形態に係る仏壇について、添付図面に沿って以下詳細に説明する。

【0014】

図1は、本考案の第1の実施の形態による仏壇の概略斜視図であり、図2は、図1の仏壇の模式横断面図であって、扉の閉状態を示した図であり、図3は、図2に対応した図であって、扉の開状態を示した図である。

【0015】

これらの図に示されるように、仏壇1は、天板2、地板3および三方の側面を覆う側板4a、4b、4cによって構成され、その前面のほぼ全体が開口した箱形状を有する木製の構造体である。この天板2、地板3および側板4a、4b、4cは、仏壇1において前面に対する側面となる。側板4a、4bは、天板2および地板3の側面より、少なくとも後述する扉10a、10bの厚さの分は内側に取り付けられており、その結果、天板2と地板3の側端には縁が形成されている。

40

【0016】

この縁があることによって、後述する扉10a、10bを回動させて側板4a、4bに当接させることができ、また、その当接時に、扉10a、10bは仏壇1の側面から突出しない。ここで当接とは、扉10a、10bと側板4a、4bとの面同士が対向し、少なくともその一部が接することを意味する。なお、仏壇1はほぼ立方体形状を有するが、これに限定されるものではなく、直方体や変形四角柱であっても良い。

【0017】

仏壇1の前面の両側には、開口5を観音開き式に開閉する左右1対の扉10a、10b

50

が取り付けられている。2枚の扉10a、10bは木製の長方形板状体である。扉10a、10bの一端は、側板4a、4bの開口端より前方かつ側板4a、4bより外側で、後述する軸蝶番によって、それぞれ天板2および地板3に回動自在に固定されている。なお、扉10a、10bは木製のものに限定されるものではなく、金属製または合成樹脂製のものであっても良く、金属製の場合、扉10a、10b自体が後述する磁性体の機能を果すことになる。

#### 【0018】

また、扉10a、10bの固定端の反対側の上端近傍および下端近傍の内部には、それぞれ磁石片11a～11d、11e～11hが埋め込まれている。磁石片11a、11c、11e、11gは扉10a、10bの表面側に固定されており、後述する固定部材25a、25b、25c（一部図示せず）と吸着しあい、扉10a、10bを開いた状態すなわち開状態、かつ側板4a、4bに当接した状態に維持するためのものである。磁石片11b、11d、11f、11hは扉10a、10bの裏面側に固定されており、後述する固定部材20a、20bと吸着しあい、扉10a、10bを、開口5を閉じた状態すなわち閉状態に維持ためのものである。なお、磁石片11a～11dと磁石片11e～11hとは同様の作用を奏するものであるため、以下、磁石片11a～11dについて説明し、磁石片11e～11hについて説明は繰り返さない。固定部材についても同様とする。

10

#### 【0019】

磁石片11a～11dは、フェライト磁石、ネオジム磁石などの永久磁石などの磁石であり、固定部材20や固定部材25a、25bに吸着するものであれば、鉄やマルテンサイト系ステンレス鋼などの磁性体であっても良い。また、磁石片11a、11bと磁石片11c、11dは、それぞれ1つの磁石片とすることもできる。さらに、磁石片11a～11dは扉10a、10bに埋め込まれているが、これに限定されるものではなく、扉10a、10bに外付けされるものであっても良い。その位置についても、扉10a、10bの上端近傍および下端近傍に限定されるものではなく、いずれか一方の端部に設けられるものであっても良く、固定部材20や固定部材25a、25bの位置と対応して変化することができる。

20

#### 【0020】

天板2の下面および地板3の上面の、側板4a、4bの開口端より前方かつ側板4a、4bの外側には、軸受けとなる図示しない穴が互いに対向するように形成されている。また、扉10a、10bの回動中心には、その上面と下面に、天板2と地板3に設けられた軸受けに対向する位置に図示しない穴が形成されている。この穴には円柱形状の軸部材15a、15bが固定され、固定された軸部材15a、15bは軸受けに係合されている。この軸部材15a、15bと軸受けとが軸蝶番として機能する。

30

#### 【0021】

本考案において軸蝶番とは、軸を有し、その軸を中心として扉を回動させ、開閉できるようにするものを意味し、本実施の形態の軸蝶番や、両片を有するいわゆる蝶番（ヒンジ）を含むが、これに限定されるものではない。この軸蝶番によって、扉10a、10bは開口5を閉じるだけでなく、開いたときに側板4a、4bに当接するまで開くことができる。また、本実施の形態の軸蝶番は外部に露出するものではないため、外観に影響を及ぼさない。

40

#### 【0022】

軸部材15a、15bは、上部の固定、すなわち天板2の下面に設けられた軸受けとの係合固定には上側軸部材を用い、下部の固定、すなわち地板3の上面に設けられた軸受けとの係合固定には下側軸部材を用いている。しかし、必ずしもこのように構成する必要はなく、軸部材15a、15bは扉を上下に連通する長尺の棒状部材や、鍔付きのものであっても良く、その材質も木製、金属製または合成樹脂製のものを用いることができる。また、穴は貫通孔であっても良い。

#### 【0023】

仮壇1の開口5の上部および下部には、棒状または板状の戸当り18a、18bが取り

50

付けられており、それらの中央には固定部材 20 a、20 b が埋め込まれている。この固定部材 20 a、20 b は磁石であり、扉 10 a、10 b の磁石片 11 b、11 d に吸着して扉 10 a、10 b を閉状態に着脱自在に固定するためのものである。なお、磁石としては、フェライト磁石、ネオジム磁石などの永久磁石を用いることができ、鉄や他の磁性体とすることもできる。

#### 【0024】

仏壇 1 の側板 4 a、4 b には、扉 10 a、10 b が側板 4 a、4 b に当接したときの磁石片 11 a、11 c に対向する位置に、磁石からなる固定部材 25 a、25 b が埋め込まれている。この固定部材 25 a、25 b の吸着力によって、扉 10 a、10 b を側板 4 a、4 b に着脱自在に固定することができる。なお、固定部材 25 a、25 b の磁石としては、固定部材 20 と同様のものを用いることができ、鉄や他の磁性体とすることもできる。10

#### 【0025】

次に、扉 10 a、10 b の開状態での固定について説明する。図 2 に示されるように、仏壇 1 において扉 10 a、10 b は閉状態である。このとき、扉 10 a、10 b の磁石片 11 b、11 d は、開口端部に設けられた固定部材 20 と吸着しあい、扉 10 a、10 b を仏壇 1 の前面に着脱自在に固定している。

#### 【0026】

この状態から、扉 10 a、10 b を図 2 の矢印で示される方向に開くと、扉 10 a、10 b は、軸蝶番の軸部材 15 a、15 b を中心として回動する。扉 10 a、10 b の回動中心となる軸部材 15 a、15 b は、側板 4 a、4 b より外側にあり、かつ側板 4 a、4 b の開口端より前方に設けられているため、扉 10 a、10 b は側板 4 a、4 b の外面に当接するまで回動することができる。20

#### 【0027】

扉 10 a、10 b の回動動作により側板 4 a、4 b への当接が近づくと、側板 4 a、4 b に固定された固定部材 25 a、25 b が扉 10 a、10 b の磁石片 11 a、11 c と吸着しあい、図 3 に示されるように扉 10 a、10 b を側板 4 a、4 b に当接した状態で着脱自在に固定する。これによって、扉 10 a、10 b は開状態で安定し、かさばらず、邪魔にならない。

#### 【0028】

図 4 は、本考案の第 2 の実施の形態による仏壇の模式横断面図であって、扉の閉状態を示した図であり、図 5 は、図 4 に対応した図であって、扉の開状態を示した図である。本実施の形態による仏壇の構成は先に説明した第 1 の実施の形態によるものと基本的に同様なので、以下、相違点を中心に説明する。30

#### 【0029】

これらの図に示されるように、第 2 の実施の形態による仏壇 1 は、奥行きが浅い点が第 1 の実施の形態によるものと異なっている。また、1 対の扉の一方は、仏壇 1 の前面の一側にその一端が軸蝶番によって回動自在に固定された小扉 30 a と、その小扉 30 a の他端に隣接するようにヒンジによって回動自在に固定された小扉 30 b とから構成されている。扉をこのように構成することによって、扉を開いて後方に回動させたとき、小扉 30 a、30 b を折りたたむことができるので、奥行きの浅い仏壇であっても、側板 4 a に当接した開状態の扉が仏壇の後方に突出せず、奥行きの浅いスペースにも不自由なく仏壇を設置することができる。なお、小扉 30 c、30 d についても、小扉 30 a、30 b と同様に構成されているため、説明は繰り返さない。小扉の枚数も特に制限されない。40

#### 【0030】

また、小扉 30 b の裏面側には磁石片 11 b が埋め込まれており、この磁石片 11 b は、固定部材 20 と吸着しあい、小扉 30 a、30 b を閉状態で安定させる。一方、小扉 30 a の表面側には磁石片 11 a が埋め込まれており、この磁石片 11 a は、固定部材 25 a と吸着しあい、小扉 30 a を側板 4 a に当接した開状態で安定させる。なお、本実施の形態では、各小扉に、磁石片を埋め込み、開状態における小扉の固定を確実にしているが50

、この磁石片はなくても良い。

【0031】

なお、上記各実施の形態では、仏壇の開閉式扉は左右1対の扉であったが、ここでいう左右や天板、地板は相対的な関係を示したものにすぎず、側板が地板となるように仏壇を回転して使用した場合に、開閉式扉が上下1対の扉となる実施態様も本考案に含まれるものである。

【符号の説明】

【0032】

1 仏壇

2 天板

3 地板

4a、4b、4c 側板

5 開口

10a、10b 扉

11a～11h 磁石片

15a、15b 軸部材

18a、18b 戸当り

20、20a、20b 固定部材

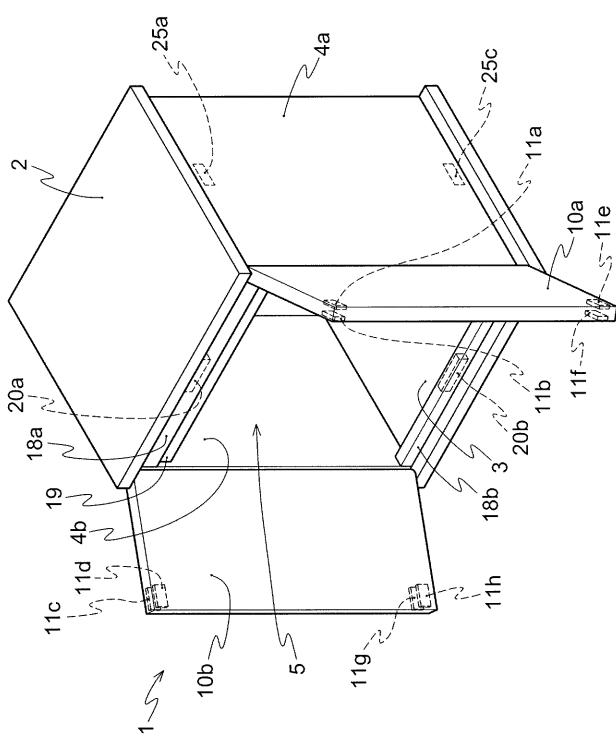
25a、25b、25c 固定部材

30a、30b、30c、30d 小扉

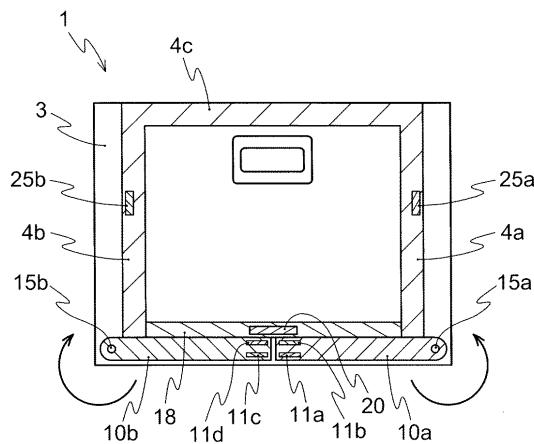
10

20

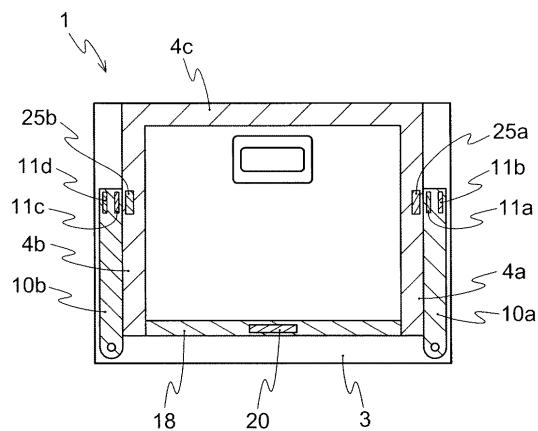
【図1】



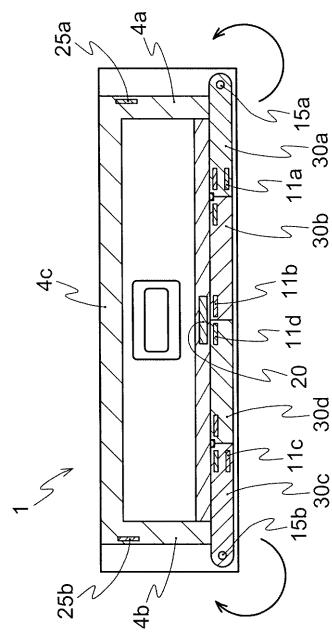
【図2】



【図3】



【図4】



【図5】

